

平成 20 年 9 月 10 日開催 警察政策フォーラム
「これからの性犯罪対策」
パネルディスカッション

〔 韓国の性犯罪対策とその効果 〕

田中 最初に、李先生から補足のコメントや質問があれば伺いたい。

李 私は韓国の制度を説明したが、その後、日本の制度についてこの場で聞くことによって、いろいろ日本の事情が理解できた感じがする。

先ほどもお話したが、韓国の対策は積極的というか、画期的とも言えると思う。このような制度までできる希望が日本でも高まると思う。韓国でも、先ほど言ったとおり反対論があり、厳しい犯罪状況がない限り、このような制度ができるとは誰も思っていなかったのではないかと思う。また、研究者や学会の中の議論からしても、このような制度ができるはずはなかったと私は思っていた。

しかし、急に韓国でできるようになった。これは、もしかしたら日本の今の様子と似ているかもしれないが、韓国では、特に 2 年前の女子小学生がバラバラ状態に殺害され、それが犯罪の目的であったということなどが社会に大きな衝撃を与えた。それで、女性団体や子どものことを考えている市民の NGO 団体の動きがだいぶ変わり、それが大きな影響を与えて、韓国ではようやくというか、いきなりというか、法改正をとまなう画期的な制度が導入されたという感じがする。

日本は、韓国に比べると社会的な雰囲気としては結構落ち着いているというか、様々なことを懸念して、性犯罪に対する対策についてはまだ慎重な姿勢を維持しているのではないかという気がする。韓国も同じであったが、少し変化したような感じがする。

田中 朴先生に同様の質問を伺いたい。韓国においては 2000 年以來、法律に基づいて様々な制度ができた。特に、性犯罪者を出所後にどう処遇するかということやってきた。その効果はどのように考えているか。有効だったのか、あるいは意外と効果はなかったのか。

朴 私が実務の現場で仕事をした結果、出所後の性犯罪加害者に対する再犯の防止が最近かなり制度化された。女性の性犯罪関係の業務が本格的になったのは、2002 年に警察庁に女性青少年課が新設され、児童や女性に対する様々な制度が実施されてからである。出所後の再犯防止については最近問題視され、電子装置の装着とか専門家の参与制度とか青少年に対する予防活動が最近施行された。したがって、効果を述べるのは時機尚早ではないかと思う。

〔 電子装置の装着と保護観察 〕

太田 李教授に質問したい。電子装置の装着命令であるが、実際に検察官がその請求をして、裁判所が判決という形で決定をするものであるが、これはどの時点でやるのか、有罪

判決が行なわれた段階でやるのか、刑の執行をしている間でも良いのか。

もう一つは、先ほどの話ではこの電子監視はソウルの保護観察所が行なうという説明であった。例えばアメリカではほとんど民間の会社、警備会社などの特殊な会社に委託している。韓国ではソウル保護観察所が一つでやるとのことであるが、それは全土をカバーして対象者の追跡をするということか。

また、アメリカの場合は常時監視で、24 時間 365 日、フロリダのジェシカ・ラウンズフォード法では生涯これを監視する。禁止エリアがコンピュータで設定されており、そこに入った瞬間にアラームが鳴るという常時監視である。韓国の場合、常に保護観察官が監視している常時監視なのか、それともあとで記録を調べて違反があったかどうかを確認し、違反の形跡があれば、それを確認して違反を科すという記録上の監視なのか。そのあたりの基本的なところを教えてください。

李 まず一つ目の質問に対する答えですが、この付着命令の宣告は、特別法の「電子装置付着に関する法律」の9条3項にある。性犯罪の宣告と同時に、付着命令をするかどうかを宣告することになっている。したがって、性犯罪事件の被告に対して、その人の性犯罪自体について無罪あるいは有罪と判決した時に、一緒に付着命令の宣告もすることになっている。原則としてそうなっている。

二番目の質問であるが、今、保護観察所はコントロールセンターを持っている。その運用の限りで申し上げますと、電子装置が付着されている人たちの移動経路や現在の位置はすべて記録されている。それは2008年9月から始まっているが、コンピュータの内部には、例えば1月から3月までどのように移動していたのかという記録が残っている。したがって、その人がある時期にどこにいたのか、ということは監視できる仕組みになっている。

また、そのシステムとしての機械の管理ですが、保護観察所の中にすべての機械、コントロールシステムがある。それは、民間の会社の施設も一緒に利用している。普通の通信会社のものを借りて、GPSシステムなどを利用して、ソウル保護観察所は最後のモニター施設が集中されているという形である。だから、常時監視という感じはあって、その人がその場で24時間監視するという視点はある。

これは2008年9月から始まるが、年末までに約300人が対象になるのではないかと予想されている。それが多くなった場合には、500人にまで至る可能性があると思うが、それだけの人を常に監視することになる。

先ほど機械装置を説明したが、その場所から例えば自分の禁止されている場所に入ったり、自分が制限されている地区から離れたりする時には、このモニターに自動的に反応が出る。警告音や表示が出るので、300~500人に対する集中的な人力があればコントロールできるシステムになっている。

[登録・監視制度と社会復帰]

田中 李先生にもう一つご質問がある。現在の制度、あるいはそもそも登録閲覧制度などに対しても、対象者の社会復帰を妨げるという議論があったのではないか。その議論に対して、そのような前科者に対する社会復帰の促進あるいは援助策は考えられているのだろうか、というご質問である。

李 質問の趣旨は、性犯罪者や付着命令の対象者になった人の監視ばかりを考えている制度ではないか、ということだと思う。刑事政策の本来の大きな目的と思われる社会復帰の点はどのぐらいこの施策に反映されているのか、という質問だと思う。

この法律は特別法です。付着命令に関する規定として、その法律の15条に、「社会復帰のための保護観察官の義務」が規定されている。電子装置付着を執行する人が保護観察官であり、またその管理とコントロールもその保護観察官がするが、その人には義務が賦課されている。それは、社会復帰の対象者に対して医療の治療を受けさせたり、相談に応じたり、その人を相談施設に連れて行って相談させる義務などが明記されている。また、指導と支援の義務も定められている。

だから、自分の身体に電子装置が付着されている人は、それによって監視はされるが、保護観察官による社会復帰のための治療行為や相談治療など様々なものが考えられるべきだ、ということも義務化されている。それがセットになっているということである。

もう一つ考えられるのは、韓国の刑法である。韓国では、性犯罪者だけではなく、保安処分刑以外の保安処分の中でも最近頻繁に利用されているのは、社会防止命令のような命令です。また、受講命令といって、関連講義を聞かなければならないという処分が、刑法ですべての犯罪に対して適用することが可能になっている。最近韓国では、この社会防止命令とか受講命令が頻繁に出されている。

例えば、社会防止命令だったら、性犯罪者であれば子どもの施設には行かないと思うが、社会に貢献できるような仕事をさせたりするような教育をする。それには様々なプログラムがあって、具体的に多様な社会防止命令が考案されているが、そのようなものも一つとして考えられるのではないかと思う。これはすべての犯罪者に適用できるが、性犯罪に対してもそうなると思う。

もう一つ、最後の考えとして、結局この電子装置は再犯防止に焦点を合わせてつくっている監視制度だと思う。その人の社会復帰とは反対の制度というより、この装置によって再犯防止ができるなら、結局その人に再犯させないことで社会復帰を促しているのではないか、という考え方も可能ではないかと思う。

要約すれば、社会復帰の面で様々な議論があったが、また様々な形で法律面でも考慮されているということで答えとしたい。

田中 もともと登録制度自体、もう二度と犯罪をするなよ、という一種の警告的な意味もあったわけである。そこがアメリカで行なわれている地域ぐるみの監視とは若干違うよう

な印象があった。それも含めて、「飴と鞭」というと少し違うかもしれないが、硬軟取り混ぜて再犯を予防していこうということかと思う。

関連してもう一つ質問がある。未成年者が性犯罪を犯した場合でも同様の対象となり得るのか。

李 先ほどの付着法律第4条「適用範囲」という条文で、19歳未満の未成年者の場合は付着命令の対象から除外されている。

田中 公開制度はいかがか。

李 同様に、この法律では、未成年者が犯罪者になっても公開対象者から除外される。

田中 各種の行政命令的なものがあるとのことであるが、これは裁判所が出すということが良いか。行動の制限や教育は裁判所が命令を出すということか。

李 そのとおり。付着命令やそれを解くときに、同時にそのような遵守事項を付加することができる。その制度は1つ以上、5項目までである。例えば繁華街への出入り禁止措置、特定の人（被害者など、侵害する可能性がある人）に対する接近禁止命令など、いくつかの制限が賦課されることになる。

ご参考であるが、韓国の場合、接近禁止命令などは、もともと家庭暴力防止法に導入された経緯がある。似たような制度であるが、夫が自分の妻に暴力を加えた場合など、家庭暴力防止法で接近禁止命令が導入され、そのような命令ができるようになった。この命令ができるようになったのは2008年9月1日からである。

田中 英米法系の国では、このような各種の命令が多用されている。イギリスでは、治安判事などがこの命令を出す仕組みがある。日本でも、DV等の接近禁止命令など同様の制度がある。

[韓国の犯罪統計、多機関連携とワン・ストップ支援センター]

田中 加害者と被害者の関係において、面識のない場合が多いということであったが、そういう被害実態の調査研究等はあるのか。

李 韓国も犯罪関係の公式統計は、警察段階、検察段階、法院（裁判所）段階で別々です。警察であれば「警察白書」や「警察統計年報」などいくつかある。また、検察にも「犯罪分析」があり、「検察年鑑」がある。裁判所の段階では「司法年鑑」や「司法統計」などがあるが、それらには犯罪の実態の統計はない。

しかし最近のいくつかの研究で、公式統計ではないが、警察が調査した結果などが出ている。それは、ある時期の一部のものである。例えば警察関係では、2006年から2007年の何月までの間に調査のあるものもある。調査方法もいくつかあり、被害の関係もあるが、調査をした部分もある。

また一部は、ワン・ストップ支援センターを訪ねた被害者を対象に、アンケートのようなことをしたものもある。それは、被害状況をまとめたものをもとにして把握した、被害

者と加害者との関係のデータも含まれている。したがって、公式統計と言えるかどうかは分からないが、研究のため、警察内部で調べた統計はある。

もう一つは、国会での議論の場で統計が出されることがある。立法が議論された 1、2 年前であるが、その段階では国会でも犯罪の状況を知りたい。公式統計がない場合には、韓国では国政監査という制度が使われる。国会が、行政府を監視するというか、運用状況について検証する制度である。その制度に基づいて、いくつかの関連統計が 1、2 年前に要求された。それは一般には非公開である。

太田 朴先生に一点伺いたい。韓国には全国で 56 カ所の犯罪被害者支援センターが設けられている。ただ性犯罪の被害者に関しては保健福祉部、日本でいうと厚生労働省が管理をしている性犯罪被害相談所や性犯罪被害保護所がある。それとの連携状況はどうか。また、警察が性犯罪被害者を把握した場合、犯罪被害者センターと性犯罪被害相談所の二つの系統はどのような連携がとられているのか伺いたい。

朴 性犯罪被害者相談所は三つの形態がある。警察署の中で女性警察官が相談に乗るところ、他の行政機関である女性部傘下の相談所、そして、純粹に民間団体が運営するところである。警察はこの三カ所と連携を取っている。前述のとおり、ワン・ストップ支援センターは初めから女性団体と相談所が共に力を合わせてつくったもので、警察が単独でこれを推進したわけではない。したがって、一つの団体に偏ることなく、ほかの様々な団体とも協力し合いながら運営している。

田中 今の話と関連し、ワン・ストップ支援センターについて若干質問がある。性犯罪を受けた女性の被害申告には非常に抵抗があると思うが、その抵抗をなくす方策はあるのか。また、場合によっては、ワン・ストップ支援センターに来たものの、相談だけ、あるいは治療だけで終わるといような例も多いのかどうか。

朴 ワン・ストップ支援センターに来て、相談で終わってしまうということは多々ある。もともと性暴力そのものが暗数事件になることが多いが、ほかの人に知られたくないということもあるので、警察に申告しない、あるいは、治療だけ受けて事件化しないことも多数ある。

[供述録画制度]

田中 性犯罪被害者の供述録画制度の運用に当たっての問題点について伺いたい。まず、録画に対する被害者の抵抗、拒絶、そして、その後更にもう一度供述をしなければいけないということもあるだろう。そのあたりについて、現実に捜査の現場で困っている点や対応上工夫を要している点はあるのか。

朴 実は、この供述録画制度の導入初期には、人権問題だという声が非常に強かった。そこでかなり難航し、その末の施行ということになった。性犯罪というのは、やはり他人に知られたくない。したがって、被害者が届出をしないということで暗数化してしまうが、

これはワン・ストップ支援センターの運営で感じることもある。このセンターでは、スタッフが全員女性で、治療やケアに非常に重きが置かれおり、被害者の拒否はあまり見られなかった。

ただ、被害児童の保護者の場合、大人の目線で、自分の子どもが録画されると、それがトラウマになったりするのではないかということで、初期においては保護者側の拒否反応があった。16歳未満の場合は、親の同意がないと録画できない。しかし、この保護者に対しては積極的に説得している。センターそのものが、例えば「録画をしなければ2~3回供述をしなければならない。だから、結局これは子どものためになる。だから応じてほしい」と親を説得する。そうすると大概の保護者は録画に同意する。

李 韓国ではこの制度は、供述の映像録画制度とも、あるいは陳述録画制度とも言っている。この法律の根拠は、1994年に制定された「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護などに関する法律」にある。1994年当初にはなかったが、2003年、被害者の2次、3次的な被害の防止のため特別規定が設けられた。捜査機関で捜査を受けたにもかかわらず、引き続き公判廷での陳述など、様々な形で呼び出されてまた陳述する義務がある場合、更に被害が拡大するため、それを防ぐために導入された。

導入時は、警察段階での捜査で13歳未満の児童について事務的にとりあえず録画をするようにした。同意した場合には録画をし、CDなどで録画された動画を公判廷に提出する。また、併せて、刑事手続法上の伝聞証拠に当たる可能性があることから、特別規定が設けられ、この証拠については特別に証拠能力が認められた。その後の2006年、それまで13歳未満とされていた年齢が引き上げられ、16歳未満まで特別規定が適用されるように変わった。

田中 朴先生、これまでの話を聞いて質問や意見があれば伺いたい。

朴 私は青少年の仕事を担当してから7、8年になるが、現場で実務を担当していて感じることもある。学校にきちんと通っている子ども、つまり警察がその動きを把握できるような子どもたちについては、政策面でもある程度コントロール可能なところがある。問題は親の干渉も受けない、例えば家出をした子ども、あるいは学校を中退した子ども、勝手に浮浪している子どもたちです。この子どもたちをいかにコントロールして、いかに彼らを法の恩恵の対象にするのかというところで、非常に問題意識を感じていた。

このように、いわゆるアンダーグラウンド化してしまった制御圏外の子どもたちを、我々がどのようにケアし、吸い上げていくのか、について力不足を感じる。警察に届出があったり、警察が認知した場合は、相談に応じたり、事件化して加害者を処罰するなどの方法がある。そして究極的には性犯罪を予防できるようにするのであるが、制度の枠外にいる子どもたちについてはどうしていくべきなのか。私は常々、これが問題の隘路になると認識していた。

田中 子どもたちを被害者側から見る対策と、加害者にもう一度犯罪をさせない対策の両方を進めていく必要があるように思う。

〔反意思不罰罪と親告罪〕

田中 望月先生に伺いたい。裁判員裁判の対象となるような性犯罪もこれからあるわけだが、被害者に対して何か影響はあるか。

望月 影響は確実にあると思う。私たち支援をする者は、「性犯罪は犯罪であって、被害者は悪くない」という視点に立って様々な対応を進めていくことができます。しかし当事者は、どうしても自責感が強かったり、羞恥心があったり、あるいは自分が社会に出て行って不都合が生じることに非常に恐怖を感じる方が多いので、裁判に取組むかどうかは大きな決断になる。

裁判員制度が導入された場合、例えば証人に立たなければいけないというような場面では、より多くの人たちに自分の被害や自分自身をさらすことになる。そういうことをしっかり理解した上で、支援の中で説明し、後悔のない選択をしてもらえるようにすることが支援者としての課題であると思う。被害者にどう理解してもらおうかということが、まず大きな課題としてある。

田中 その点に関連して、李先生から「反意思不罰罪」の話があったが、この導入による効果はあるのか、あるいは子ども対象の性犯罪以外にも拡大する予定はあるのか。

李 日本の場合は、反意思不罰罪はなく、親告罪があるが、韓国には親告罪も、反意思不罰罪もある。

両者の差は、親告罪の場合、被害者からの告訴がなければ公訴できない。もし告訴がない場合、検察官が公訴しても公訴棄却になる。韓国でも同様である。

反意思不罰罪は、言葉からも分かるように、被害者から処罰しないような意思表示や不処罰の意思表示があった場合に、公訴できないというものである。要件が足りないことになる。しかし、そのような意思表示がなければ、例えば告訴がなくても公訴は可能である。公訴提起のためには、親告罪なら必ず告訴が必要だが、反意思不罰罪では、告訴はなくても捜査は可能である。

親告罪についての学説を見れば、告訴の可能性が全くない事件において強制捜査できるのかという議論があるが、反意思不罰罪においては、そうであっても捜査は可能だ、という論理構成が可能である。それは、不罰の意思表示がない限り、普通の事件と同じように捜査が可能だと考えられるからである。

韓国の現在の刑法と刑事訴訟法は 1950 年代につくられたもので、それ以前には、日本の刑法と刑事訴訟法が、日本からの独立後も 7~8 年間使われていた。その時には反意思不罰罪というものがなく、その後につくられた。その時に、刑法上の暴行罪などいくつかの犯罪が反意思不罰罪として規定された。もともと性犯罪については親告罪になっていた。

しかし反意思不罰罪になった場合には、もっと自由に捜査ができる可能性がある。

もう一つ、親告罪になっている場合、韓国の法律では、告訴をした後であっても、判決の宣告時前までには取り消しが可能になっている。親告罪の場合は和解が成立したらそれで終わりという感じがあるので、その面でも反意思不罰罪の意味がある。先ほども申し上げたように、性犯罪において捜査対象を広げる効果もあるし、親告罪として捜査したにもかかわらず和解になれば民事訴訟手続に移行するというのを防ぐ機能もあって、法改正が行なわれた。

田中 日本でも同様の問題があり、親告罪である性犯罪も同様であるし、親告罪でない場合でも、特に加害者側の弁護士の活動などによって被害者が告訴を取り消すとかが、そもそも捜査に協力をしなくなるということがある。親告罪以外でも被害者の協力が得られなければ、捜査は事実上不可能になる。そういう意味で、非常に面白い効果的な制度ではないかと感じる。太田先生にこの点について伺いたい。

太田 私の知る範囲では、韓国では性犯罪を非親告罪化しようという動きが非常に強い。特に女性団体が、大統領選挙のたびに性犯罪を非親告罪化しようという主張を行っている。韓国は選挙公約を守る国で、女性発展法などもみな大統領選挙の前に公約してできている。

その中でやはり性犯罪を非親告罪化しようという主張があって、前から議論されてきた。特別法たる性犯罪処罰特別法などの中にある性犯罪の加重類型はかなり非親告罪化されている。ただ、まだ刑法には単純な強姦罪などは親告罪として残っているので、その扱いの議論は残っていると聞いている。隣の台湾でも全く同じ議論がされており、性犯罪のうち単純な強姦罪だけが親告罪として残っているが、それ以外のものは全部非親告罪化されている。ただし、韓国の場合、反意思不罰罪という中間的なものがあるので、そこでとどめておくのか、それとも完全に非親告罪化するのか。確か特別法のほうは完全に非親告罪化して、反意思不罰罪にはしていないという記憶がある。

世界的に見ると、この親告罪という制度は非常にユニークな制度である。親告罪という制度はドイツにもあるが、罪種がかなり限られている。それ以外の国では、性犯罪は凶悪犯罪であり、訴追を被害者の意思に関わらせるということはない。親告罪の話を経米法系の国の人にする、「被害者にとってなんてひどい制度だ。被害者にそういう意思選択をさせるために被害者に非常に精神的な負担がかかるのではないか」と言われる。告訴したらで悩むし、告訴しなかったらしなかったで悩む、そのようなことを選択制にするのはどうか、という意見を聞くことがある。

もともと親告罪とは何かという根本的な議論がある。器物損壊だとか、犯罪の軽微性で親告罪になっているものもあるし、被害者の名誉を守るための名誉棄損などもあるが、性犯罪の場合、被害者の意思に反して訴追した場合には、公判でかえって被害者が傷つくことを予防するための制度になっている。これも、将来、被害者の刑事手続上での保護、2次被害の保護が徹底されるようになった場合に、親告罪を残していくのかどうかという議

論は出てくると思う。既に議論は行なわれているし、いろいろな主張も出ているが、少なくとも現時点ではまだ被害者支援の保護が徹底されていない。

ビデオリンクや付き添いなど様々あるが、そういったものがきちんと整って、被害者が告訴をしても2次被害が起きることなく、安心できるようになれば、その段階で、果たして名誉保護を目的として性犯罪が親告罪になっている理由が残るのであるかという意識も、私にはある。このあたりについては、親告罪の制度を持っている韓国や台湾の動きも見ながら共に議論していくと有効な議論ができるのではないかと考えている。

田中 韓国は日本の法制度と非常によく似たというか、同一の法制度から出発したが、最近では日本の法制度を改善したというか、英米系の法制度の導入に積極的であるということ、むしろ日本が学ぶべき点が非常に多いのではないかとと思う。

[ワン・ストップ支援センター]

田中 望月先生から質問や意見を伺いたい。

望月 私は被害者の支援をする立場にいますので、例えば性犯罪被害者というような形で大きく括られたものではなく、個々の被害者に接していくことが私の仕事でもあるので、本日は本当に様々なことが学べたと思っています。被害者にとっては、個々に支援されることも大切だが、社会的な制度や法律が整わないと、安心して自助生活が送れる状況にはなっていないということを改めて強く感じている。

質問ではないが、ワン・ストップ支援の話があった。かなり前になるが、自分が被害に遭ったことで性犯罪の問題に取り組んでいる、イギリスの医療従事者に来てもらったことがある。イギリスでも同様の制度があり、一つの病院に行くと、そこですべてのことができるということであった。被害者が移動したり、様々な人に会うことなく保護されるシステムができていたということを知って、非常に羨ましいと思ったことがある。韓国の話を聞いて、こういうシステムが性犯罪被害者のために機能していけば、被害者は本当に救われるのではないかと考えた。

田中 上野先生に質問があるが、日本ではなぜワン・ストップ・サービスがないのか。

上野 一つには、日本では、性犯罪に限らず、警察活動については、戦前の経緯に対する反省もあって、できるだけ狭い範囲内で仕事をすべきであるという発想があり、ほかの機関と一緒に仕事をすることも歓迎されないような風潮があった。最近では、例えば、子どもを守る活動で学校や教育委員会と、インターネットや携帯電話の履歴を確保する関係では総務省や通信事業者と、普通に話をしているが、一昔、二昔前までは、警察の権限にかかわることで話をもちかけようとしても、非常に消極的な対応をされるという時代があった。ワン・ストップ支援センターのような多機関協働の仕組みができていないのは、そういう名残かもしれないと思う。

逆に質問になってしまうが、韓国においては、ワン・ストップ支援センターは、警察の

機関だと国民に捉えられているのか、それとも支援団体ないし中立的な立場、あるいは病院の中にあるので医療機関と捉えられているのか。国民はどのような目でこのワン・ストップ支援センターを見ているのか、伺いたい。

朴 このワン・ストップ支援センターを病院に置くことにして、24 時間、女子警察官、担当相談員、看護師と一緒に運用するという発想は、まず警察が持った。そして、女性団体の全面的な支援を得た。広報活動は警察が行なった。しかし、女性警察官がいても制服を着ていない。そして病院に来ているので、警察というイメージを持っていないようである。ただ、女性警察官の役割は非常に重要である。

日本の警察はとても親切で国民に近いと韓国では思っていたが、日本でも警察には供述しないという話があったので、日本も堅いところがあるのかと思った。

警察の機関か、医療機関か、相談機関かということは、あまり考えていないようである。ただ、被害者にとっては、第 2 次、第 3 次被害に遭わないように、捜査を受け、供述も行い、弁護士の試問の受け、治療までも可能な機関であるから安心である。その結果、所属について考えないようである。それは非常に良い結果で、反応も良い。

性犯罪が急増していると言ったが、実際に性犯罪が増加しているのか、あるいは被害者の支援がうまく行き、特にワン・ストップ支援センターという制度のおかげで、これまで暗数化されていた犯罪が表面に現われてきたのか、私には分からない。

李 補足であるが、韓国の場合、性犯罪被害者がもっと捜査機関に自分の被害を届けられるようになる方策があるのか、という質問があった。ワン・ストップ支援センターには、そのような機能があると思う。センターが始まったのは 2005 年 8 月であるが、最初はソウルの警察病院に置かれた。その中の一つのエリアを供述録画が可能な施設にしたが、その一部は医療施設になっている。したがって、性犯罪を受けた人が相談に来た際には、病院施設のように見える。以降、これまで全国で 15 カ所の支援センターが設置されたが、すべて主要都市にある。日本で言えば、都道府県の中心地にある有名な医科大学の附属病院とか一番大きな病院の中に、ワン・ストップ支援センターがある。

したがって、一般の人には、普通の医療施設のような感じで受け入れやすい。そこでは、被害者はまず民間人のカウンセラーに先に相談する。その後、刑事手続面での告訴が必要だという判断が出た段階で、婦人警官が私服で供述を聞くことになる。警察が医療施設がよく分からないような制度によって、徐々に被害届も多くなっているのではないかと、という気がする。

警察の公式統計では、制度施行後 3 年でまだ期間が短いですが、2006 年と 2007 年の成績を比較することができる。全体の相談数は、2006 年に 14,600 件であったが、2007 年には 28,000 件を超え、2 倍になった。性犯罪の被害届だけを見ても、刑事事件として供述録画が行なわれた人は、2006 年には約 2,800 人だったものが、2007 年には 5,700 名を超え、やはり 2 倍になっている。少なくともこの 2 年間の統計を見ると、被害者は今までより届出がし

やすくなったのではないか。私が一般の方から聞いた限りでも、この制度ができてから、中学生や高校生が自分の親と気軽に一緒に来るようになったということであった。

また、ここではすべての医療行為は無料である。予算は半分ぐらいを国が出し、残り半分は自治体が負担する。そこに行けば、入院等であっても（1ヶ月ぐらいの入院措置が必要な被害もある）すべて無料でサービスが提供される。したがって、お金のない人でも、あそこに行けばいい、という気持ちになる。

また、そこで捜査もするが、弁護士を雇うなどの相談もできる。韓国には法律救助公団というのがあるが、そこへの案内もするし、実際に結び付きもあるので、ことさらこの制度を利用する人が多くなっているという気がする。この制度の運用の実績については、もう少し今後の様子を見る必要があるが、届出を促進する制度として、国民の中に徐々に広がっているのではないかと思う。政府の今後の計画では、相談支援センターとか似たような施設があるが、それらをこのワン・ストップ支援センターに統合し、全国的にもう少し広げようという議論がされている最中である。

田中 今の話は、性犯罪に限らず、被害者対策全体について言えることだと思う。いくつかの質問で、性犯罪者の被害親告をやりやすくするにはどうしたらいいかというものがあった。様々な施策があると思うが、ワン・ストップ支援センターは、金銭的、時間的な支障を少なくする仕組みとしては、とても効果的なものではないか、と感じる。

[出所情報提供制度]

田中 上野先生から、現在の出所情報提供制度のあるべき姿に向け、今後何を検討すべきかについて伺いたい。

上野 太田先生からも問題点を縷々指摘してもらったとおりであり、今の制度が問題を含んでいるのは否めない。

その問題には、被害を防ぐための制度として中途半端だということもあるし、私ども警察の事務負担が実際に無視できないものとなりつつあるということもある。後者について言えば、対象となる出所者の数はどんどん増えていく。そのうち行方不明の者が1割強ぐらいあると申し上げたが、時間が経てば分母が増えていくばかりか、行方不明者の割合も増えていくと思う。

なぜこのような問題をはらむ制度になっているかというと、結局、法律に基づく仕組みでないからであると考えられる。法律上の制度でないため、出所者側に何らかの義務を課すことができない。その分の負担を誰が負うかというと、警察に情報提供する手間については法務省が負っているが、あとは全部、警察がかぶっている。

ここから先は正に個人的な意見とせざるを得ないが、様々な人の意見の最大公約数は、やはり法律を作らないと駄目だろうということではないか。その法律の中味には様々あり得ると思うが、仮に今の日本でやっている制度と同じようなものにするにしても、少なく

とも、出所者の側にその居場所を明らかにさせる何かの義務をかけるべきである。警察でなくとも、保護観察所でも別の機関でも良いが、どこかの機関に「私はここにいます」ということを申告させないと、正直どうしようもない。

ただ、法律をつくるという議論を始めると、警察の権限拡大は問題であるというようなことを言う人が必ずいる。性犯罪は深刻な問題であるが、新聞の一面に再犯防止の議論が載るような社会的関心の高まりのない状況で、その予防のための立法を警察が言い出しても、なぜ今なのかという受け止め方になると思う。もちろん、警察が深刻な性犯罪が起こるのを待っているという意味ではないが、何かきっかけがないと、なかなか外に向かって問題提起できないのもまた事実である。

逆に言うと、何か情勢の変化があったときに私どもが提案をするにしても、基礎知識がなければならない。今日のフォーラムで、韓国の諸先生方から大変良い話を聞いたし、また法律的観点からの提案、被害の実態等についても話を聞かせていただいた。

何らかの法制度を将来期待したいという気持ちを持ちつつ、このようなフォーラムなどの場で、今後も認識を共通化していきたいと考えている。

田中 望月先生から、被害者の側から見て、特に出所後の性犯罪者の問題について意見があれば伺いたい。

望月 私たちは自助グループを持っているが、自助グループの中には、被害直後の方はあまりなく、時間が経過した方がその後の精神的なケアをするために参加することが多い。回復していく中で、例えば7年という月日が経ったときに、突然出所情報が入ると、ひどく動揺し、また初めの状態に戻ってしまうかのように落ち込んだり、悲しんだりする被害者が多いことに最近気付いた。これは、支援側にとっても大きな問題と思始めている。

通知制度を利用したことで、自分にも何かできたのだから回復した、大丈夫だ、という思いを持ったり、刑期が満期になりそうなので安心した、という話を聞くのだが、それだけでは十分ではない。被害者の傷や思いは一生続くので、それに応える制度を考えていただきたいと思う。

田中 太田先生からは本日様々な提案があったが、今の点について何かあれば伺いたい。

太田 警察の出所情報提供制度については、もともと通達レベルで行なわれているということ自体、問題だろうと思うことがある。しかし、それを法律レベルにしたとしても、例えばそれで元性犯罪者に一定の義務を課すとか、住所の申告義務を課すというのは、日本では構成しにくいのではないかと思う。リスク期間というのは、釈放後30~40年続く人もいるだろうが、全部はカバーできないので、釈放後のハイリスク期間の5年間や3年間をカバーするだけでもかなり再犯は防止できるのではないか。そうであれば、出所情報提供制度ではなく、社会内処遇とセットになった監督制度を入れたほうが良い。そちらには元来監督という機能も入っているので、そこに多機関が関係していくという方向性がむしろ望ましい。出所情報提供制度だけを一つで法律制度にしていくのは、支持も得られにく

いし、方向性としても良くないのではないか。

もう一つ、望月さんの話との関係では、出所情報提供制度とは別に、昨年 12 月に被害者に対して出所情報や受刑情報のかなり詳細な情報を提供する制度ができた。私も、受刑情報、仮釈放の審議の状況、決定情報等を被害者に提供する制度を作るべきだと主張してきたので、基本的には歓迎すべきだと思う。

ただ、被害者支援の点から考えると、被害者の方は、いつ出てくるのだろうか、仮釈放になるのではないかと、満期釈放になって自分の近くに帰住するのではないかと不安になる。保護観察の場合、帰住調整をするが、被害者との関係をあまり考慮せずに結果的に近くに帰住してしまうケースもある。町でばったり元性犯罪者と出くわすという本当に悲惨なケースもある。

被害者は、出所の時期について非常に不安を持っている。そういう情報を被害者に提供する制度が 2007 年 12 月 1 日からできたわけであるが、提供したら、提供しっ放しということでは、被害者へ情報提供しただけで、犯罪から保護してくれるわけでもなく、不安を解消してくれるわけでもない。

性犯罪被害者の方が元加害者に殺害されるという事件が起きてから再犯防止制度がブラッシュアップされた。それは当然として、情報提供をした後の被害者のケアが大事である。すべて被害者支援センターに任せるということではなく、警察等が協力して、被害者の不安の解消、相談、ケアなどにもうまく役割分担と連携をしながら進めていかなければならないと思う。釈放情報だけを提供して、あとは自分で守れという感じになってしまうので、加害者の再犯防止とはまた別に、今度できた制度についても、もう少し対応を強化する必要があるのではないかという気がしている。

[終わりに]

田中 出所者の登録も、必ずしも警察署あるいは警察庁で登録をしなければいけないというものではなく、いろいろな形があるだろう。太田先生の、満期釈放後に保護観察的なことをやるのも一種の登録制度と考え得ると思う。犯罪の予防方策というのは、基本的には教育と監視である。そういう意味では、何らかの形での登録的な制度が必要という感じはする。

それから、韓国でも採り入れられている犯罪予防的な命令は非常に有効ではないかと私は感じる。これは日本では、ごく僅かな犯罪について導入されているだけだが、もう少しやっていく必要があると思う。

さらに、性犯罪対策に限らないが、多機関連携が重要である。犯罪者の情報、その後の監視あるいは見守り、被害者に対する支援、そして教育、様々な面で使える。警察、法務省、厚生労働省、市役所、NPO、NGO それぞれ単独では難しい。

警察フォーラムでも「英米の実践を学ぶ」ということを、2 年半前に行った。イギリス

は基本的に地域社会に MAPPA という多機関連携の機関を置き、そこで見てもらうというスタンスだった。アメリカにはそういうものがあまりなく、地域社会というより、国民すべてに公開してしまう。国民すべてが犯罪者を監視し、みずから守るということになっている。これもアメリカの文化からすれば理解しやすい。イギリスはまたイギリスの文化からして、すなわち、もともと警察がなく住民自体が警察官だったという歴史から見ると、よく分かる。

韓国では様々な試みをしているが、むしろ日本に導入する際には、英米よりもさらに参考になるのではないかという気がする。性犯罪対策というのは日本でも最も対策が遅れている分野ではないかと思っている。そこで韓国のこのような動きを聞き、韓国の警察、刑法その他に詳しい太田先生にご参加をいただき、韓国で理論的に、あるいは現場の中で貢献されている両先生から様々な示唆を受けた。これは英米よりも日本の現状に合った対策ということで、導入の大きなヒントになると思う。

以上